

(第4条関係)

潮来市介護保険の要介護認定等に係る情報提供申請書

平成 年 月 日

潮来市長 様

介護保険被保険者の要介護認定等に係る情報の提供を受けたいので、潮来市 介護保険の要介護認定等に係る情報の提供に関する要項第4条第1項の規定により申請します。

申請者	事業者番号										
	氏名(事業者又は施設の名称)										
	住所(所在地)	郵便番号									
	被保険者との関係	☐ 本人 ☐ 家族(続柄) ☐ 居宅介護支援事業者					電話番号 ☐ 介護保険施設 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設				

被保険者	被保険者番号											生年月日	明治・大正・昭和
	フリガナ												年 月 日生
	氏名											性 別	(歳) 男 ・ 女
	住所	郵便番号										電話番号	
	提供を受けようとする情報の種類	☐ 認定調査票(概況調査) ☐ 認定調査票(特記事項) ☐ 主治医意見書										その他 ()	

介護保険〔要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定〕申請書に情報開示に同意する旨の本人署名がある場合には、下記記入不要

被保険者同意欄	私は、申請者が下記のものであることを証するとともに、潮来市が保有する私の上記情報について申請者に提供することに同意します。											
	☐ 私の家族 ☐ 私と契約を締結した居宅介護支援事業者・介護保険施設 ☐ 私と契約を締結する予定の居宅介護支援事業者・介護保険施設											
	署名											
	(代理人) (被保険者との関係)											

備考												
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(裏面)

(遵守事項)

- (1) 提供を受けた情報を介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) 被保険者に関する情報を被保険者の文書による同意を得ることなく被保険者以外の者に知らせ、又は提供しないこと。
- (3) 被保険者の家族に関する情報を当該家族の文書による同意を得ることなく当該家族以外の者に知らせ、又は提供しないこと。
- (4) 提供を受けた情報を、介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (5) 提供を受けた情報を、紛失、漏えい、破損等の事故がないように厳重に管理すること。
- (6) 被保険者との居宅介護支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合、その他提供を受けた情報を所有する必要がなくなったときは、速やかに当該情報(複写し、又は複製したものを含む。)を責任もって廃棄すること。
- (7) 被保険者又は潮来市から提供を受けた情報の提示若しくは提出又は返還を求められたときは、速やかにこれに応じる。

(遵守事項に違反した場合の措置)

- (1) 遵守事項に違反したときは、提供した情報の返還を求めるとともに、以後の情報の提供を行わないことがある。
- (2) 居宅介護支援事業者又は介護保険施設が遵守事項に違反したときは、介護保険法(平成9年法律第123号)第84条第2項、第92条第2項、第103条第2項又は第114条第2項の規定により、茨城県知事に通知することができる。